

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法第二十二條第一項に規定する保護者で生活保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合にあつては、当該教育扶助に係る第一号又は第二号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。</p> <p>一 学用品又はその購入費</p> <p>二 通学に要する交通費</p> <p>三 修学旅行費</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童（以下「児童」という。）又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒（以下「生徒」という。）の同法第二十二條第一項に規定する保護者（以下「保護者」という。）で次の各号の一に該当するものに対して、学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費又は児童若しくは生徒の修学旅行費を給与する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費の給与については、同法第十三条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く。）</p> <p>二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p>